

国務省 財務総合政策研究所 財政史編

「平成財政史 - 平成元～12年度」

第1巻 総説・財政会計制度

(平成29年12月25日発行)

3 中央省庁等の再編

橋本龍太郎内閣の最重要課題の一つである行政改革については、平成8年10月3日の自由民主党、社会民主党及び新党さきがけの与党三党間による政策合意を受けて、11月21日に国の行政機関の再編及び統合の推進に関する基本的かつ総合的な事項について調査審議する「行政改革会議」が発足し、本格的な検討が進められた。そして、行政改革会議においては、平成9年12月3日に「この国のかたち」を再構築することを行政改革の目標とし、制度疲労のおびただしい戦後型行政システムを改め、自律的な個人を基礎としつつ、より自由かつ公正な社会を形成するにふさわしい21世紀型行政システムへと転換するため、国民の統治客体意識、行政への依存体質を背景に、行政が国民生活の様々な分野に過剰に介入していなかったかについて、根本的反省を加え、徹底的な規制の撤廃と緩和を断行し、民間にゆだねるべきはゆだね、また、地方公共団体の行う地方自治への国の関与を減らさなければならないことなどを改革の理念とし、その実現に向けて内閣機能の強化、新たな中央省庁の在り方などに関する「最終報告」が行われた。

これを受けて、橋本龍太郎・内閣総理大臣及びその後を引き継いだ小渕恵三・内閣総理大臣の下で、その実現に向けた取組みが行われた。すなわち、行政改革会議における「最終報告」で示された内閣機能の強化、新たな中央省庁

の在り方、行政機能の減量、効率化、公務員制度の改革などの諸改革を実施するために必要な中央省庁等改革の基本的な理念及び方針、実施目標時期、新たな各省の編成方針、改革の実施体制などを定めた、いわば中央省庁等改革の作業の指針となる「中央省庁等改革基本法案」が平成10年2月17日、第142回通常国会に提出され、国会における審議を経て6月9日に成立し、12日に法律第103号として公布された。¹⁾

その後、中央省庁等の改革は、「中央省庁等改革基本法」(平成10年法律第103号)に基づき「中央省庁等改革推進本部」が設置され、同本部において、同法の中央省庁等の改革に関する基本理念である「内外の社会経済情勢の変化を踏まえ、国が本来果たすべき役割を重点的に担い、かつ、有効に遂行するにふさわしく、国の行政組織並びに事務及び事業の運営を簡素かつ効率的なものとするとともに、その総合性、機動性及び透明性の向上を図り、これにより戦後の我が国の社会経済構造の転換を促し、もってより自由かつ公正な社会の形成に資することを基本として行われるものとする。」の下で、同法の定める内容の法制化に向けた作業が進められた。

この中央省庁等の改革を実現するための「内閣法の一部を改正する法律案」、
「内閣府設置法案」、「国家行政組織法の一部を改正する法律案」、「総務省設置法案」をはじめとする11の新省庁設置法案、「中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案」、「独立行政法人通則法案」及び「独立行政法人通則法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案」(以下これらを総称して「中央省庁等改革17法案」という。)については、平成11年1月26日の中央省庁等改革推進本部において決定された「中央省庁改革に係る大綱」を受けて、法律案の作成作業が進められるとともに、同決定において課題として残された事項に関しては政党間における協議なども踏まえて調整が行われた。

この「中央省庁等改革17法案」のうち、財政及び会計に関連する内容が盛り込まれた主な法律案は、「内閣府設置法案」、「財務省設置法案」及び「中央省庁等改革のための国の行政組織関係法律の整備等に関する法律案」であった。

なお、「中央省庁等改革17法案」は、平成11年4月28日、第145回通常国会に提出され、国会における審議を経て7月8日に成立し、16日に公布された。

これを受けて、平成13年1月6日に「大蔵省」が廃止され、新たに健全な財政の確保、適正かつ公平な課税の実現、税関業務の適正な運営、国庫の適正な

管理、通貨に対する信頼の維持及び外国為替の安定の確保並びに造幣事業及び印刷事業の健全な運営を図ることを任務とする「財務省」が設置された。また、大臣のリーダーシップを補佐する体制を整備するため、「政務次官」が廃止され、「副大臣」及び「大臣政務官」が設置されるとともに、中央省庁等改革の一環として「財政法」の規定に基づく財政制度審議会などの審議会等の整理が行われ、新たに「財務省設置法」に基づいて本省にあっては、「財政制度等審議会」と「関税・外国為替等審議会」が設置された。このほか、「総務審議官」が「総括審議官」に改められるとともに、政策の評価に関する重要事項についての企画及び立案に参画し、関係事務を総括整理する「政策評価審議官」が新たに置かれたほか、行政組織のスリム化を図るため、課の再編等が行われ、中でも、理財局においては、財政投融资制度の改革に伴い関係各課等を再編するとともに、国有財産各課を機能別に再編するなどの機構改革が行われた。

更に、内閣機能の強化の一環として経済財政政策に関する総合戦略機能を図るため、「内閣府設置法」(平成11年法律第89号)第18条の規定に基づき、内閣総理大臣の諮問に依りて経済全般の運営の基本方針、財政運営の基本、予算編成の基本方針その他の経済財政政策に関する重要事項を調査審議する「経済財政諮問会議」が内閣府に設置された。²⁾

なお、中央省庁等の再編に当たっての各行政組織の編成については、行政目的としての「任務」を基軸として行われたことから、「国家行政組織法」第2条の規定について「明確な範囲の所掌事務と権限」とあるものを「任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務」と改められた。これを受けて、「財務省設置法」をはじめとする各省等設置法については、「任務」及び「所掌事務」に関する規定のみが置かれ、従来の権限に関する規定にあっては、置かないものとされた。また、財務省という新たな省の名称とすることについては、平成11年6月28日の参議院・行政改革・税制等に関する特別委員会において、当時の宮澤喜一・大蔵大臣から「省の名称につきましては、中央省庁等改革基本法に規定がございまして、その規定の趣旨に従いまして、閣内におきまして名称の決定は総理大臣の御決定にお任せするということを定めております。したがって、総理大臣が財務省と御決定なされましたことに異存ございません。」との認識が示された。³⁾

〔注〕

- 1) 平成10年2月17日に閣議決定された「中央省庁等改革基本法案」について、『読売新聞』平成10年2月18日朝刊は、「法案では、各省庁設置法案作成まで最終結論が留保された部分もある。特に新省の名称について、政府・与党は国会審議や世論の動向を見極めながら、変更の是非を検討するほか、与党三党は『環境省』の所管事項などについて協議を継続することになっている。」と報道。
- 2) 予算編成に当たっての経済財政諮問会議の役割について、平成10年4月20日の衆議院・行政改革に関する特別委員会において、当時の橋本龍太郎・内閣総理大臣は、「…国政運営に対する内閣総理大臣の指導性を強化するという観点から、内閣官房の総合戦略機能を助ける知恵の場として新たに設置される内閣府に、経済財政政策に関して国務大臣あるいは学識経験者などの合議によって審議し、必要な意見を述べるための合議制の機関としての経済財政諮問会議を置くことになっております。そして、その任務、予算編成の基本方針など経済政策に関する重要事項について審議する、こうして規定をいたしております。経済財政諮問会議は、予算編成の基本方針を作成する過程で重要な位置づけを持ってまいります。そして、予算編成の基本方針そのものはあくまで閣議によって最終的に決定されるものでありますが、従来と大きく異なりますのは、この経済財政諮問会議に民間の学識経験者の方々にお入りをいただくことによって、そうした声を十分に反映した予算編成基本方針をつくっていくことができる、そのような仕組みになっているということであります。」と答弁。
- 3) 「中央省庁等改革推進本部顧問会議」第13回（平成11年4月15日）において、当時の小淵恵三・内閣総理大臣は、「…中央省庁等改革に伴い、設置される新たな省の名称及び建制順につきましては、内閣及び与党から私に一任をいただいていたところではありますが、この度、熟慮の上、決定をいたしました。

新たな省の名称につきましては、後藤田正晴元副総理を始めとする各界の有識者の方々に御検討をお願いしておりましたが、昨年12月25日、その検討結果につきまして御報告を受け、これら報告等を踏まえ、私の判断として次のとおり決定をいたしました。お手元に資料が配布されておりますが、改めて申し上げますと、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、以上であります。

また、新たな省の法律上の並べ方、いわゆる『建制順』につきましても、私の判断として、先ほど申し上げた新たな省の順番、すなわち原則として母体となる省の順番によることといたしました。」と発言。